

マネジメントシステム認証 異議申立て取扱規程

2019年 9月 1日制定
2025年11月 1日改正
2026年 4月 1日改正

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人建材試験センター認証ユニットISO審査本部及び企画管理課（以下、「JTCCM MS」という。）が実施するマネジメントシステム認証事業（以下、「MS認証事業」という。）に関して提出された異議申立てに、迅速かつ確実に対処し、異議を申し立てた者（以下、「申立者」という。）の不平・不満を解消し、信頼性を向上し、もって、マネジメントシステム認証の公平性、適切性及び有効性を確保し、MS認証事業の健全かつ円滑な実施に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、異議申立てとは、MS認証事業の実施に際し、ISO審査本部が行った決定に対し、その決定の再考を文書で求める要請のことをいう。

2 認証業務に関する責任は、ISO/JIS Q 17021-1に基づいたものとする。

(異議申立ての取扱い)

第3条 申請組織（依頼者）及び登録組織（被認証組織）は、ISO審査本部が行った決定に対し、異議を申し立てることができる。

2 ISO審査本部の決定に異議を申し立てようとする者は、マネジメントシステム認証業務実施規程（実施規程）（以下、「実施規程」という。）第102条に基づき、異議申立書（様式MS01-24）に所定事項を記載した文書により申し立てるものとする。

3 JTCCM MSの職員は、異議の申立てを妨げてはならない。

(異議申立ての受領等)

第4条 異議申立てがあった場合、JTCCM MSは次により受領し、調査等を行う。

- (1) 異議申立ての取り扱いの窓口は、企画管理課とする。
- (2) 企画管理課は、異議申立てがあった場合、システム管理責任者に報告する。
- (3) システム管理責任者は、申立者に受領の通知をし、上級経営管理者に報告するとともに、対応策について検討する。
- (4) 上級経営管理者は、内容に応じてシステム管理責任者又はMS認証課長に実態の調査

を指示する。

(5) 上級経営管理者は、実態調査の結果に基づき、必要に応じ「判定委員会」に諮問する。

(6) 上級経営管理者は、前号の結果に基づき、申立者と協議する。

(7) 協議の結果、解決しない場合は、上級経営管理者は、異議申立てを受理し、マネジメントシステム認証評議会（以下、「MS評議会」という。）に諮問する。

2 ISO審査本部は、異議申立ての期間中は、当該案件の審査の判定を保留する。

（受理した異議申立ての公開）

第5条 申立者は、異議申立てにあたり、JTCCM MSが受理した異議申立ての概要及びその判定の結果（決定された認証の扱い及びその理由）の概要をJTCCM MSウェブサイト上において公開することに関して同意したものとする。

（異議審理委員会の設置）

第6条 異議申立ての審理に際し、諮問を受けたMS評議会は、次によりに異議審理委員会を設置する。

(1) MS評議会委員長は、異議審理委員会委員（以下、「異議審理委員」という。）として、MS評議会委員から3名（主査1名、委員2名、但し、当該システムの判定委員を除く）を選任する。さらに、該当する審理に係る専門性を担保するために、MS評議会委員から選任された3名の委員とJTCCM MSが協議して、関係する見識を持つ者を、JTCCM MSの内外から1名選任する。

(2) 異議審理委員（合計4名）には、申立者に利害関係がある者、並びに、当該案件の審査及びその判定に関与した者を選任しない。

（異議申立ての審理等）

第7条 異議申立ての審理等は、次により行う。

(1) 異議審理委員会は、委員の確定後30営業日以内に異議審理委員会を開始する。

(2) 異議審理委員会主査は、該当する認証の決定に関与したJTCCM MSの関係者、申立者及びその他異議審理委員会が必要と認める関係者に対し、異議審理委員会に出席を求めることができる。また、申立者は異議審理委員会開催の1週間前までに異議審理委員会主査に文書で申立てをした場合に限り、自己の指名する証人を出席させることができる。

(3) 異議審理委員会主査は、開催日の遅くとも10日以前に、出席者に開催日を通知する。

(4) 正当な理由なく申立者が欠席した場合は、申立ての撤回があったものとみなす。

(5) 審理には、当該案件に関わる認証活動に直接関与した委員は出席してはならない。

（異議申立ての判定・通知・公表）

第8条 異議申立ての判定、通知等は、次により行う。

- (1) 異議審理委員会の判定は、MS評議会規定に準じ、出席委員の3分の2以上の議決による。
- (2) 異議審理委員会は、申立て後3か月以内に結論を出さなければならない。
- (3) JTCCM MSは、異議審理委員会の報告に基づき、申立者に異議申立ての受諾または却下を文書で通知する。
- (4) 当該審理の最終決定は、上級経営管理者とし、その通知をもって最終とする。
- (5) JTCCM MSは、この判定結果の概要を、JTCCM MSのウェブサイトを通じて公表する。

(係争に至った場合の取扱い)

第9条 異議申立てに係る事案が、係争に至った場合の対応は、次により行う。

- (1) 異議申立てに係る事案が、既に裁判中又は調停中で、裁判又は調停での争点と当該申立てに係る事案の争点の主要部が一致している場合には、原則として、裁判又は調停での結論が確定する（当該申立てに係る事案に関係する事実の認定が、これら裁判又は調停において確定する）までの間、該当する申立ての受理を保留とする。
- (2) また、受理した後に申立てに係る事案が裁判又は調停に付され、裁判又は調停に付された場合は、該当する申立ての審理を中断する。

(関連措置)

第10条 第8条第3号により通知した最終決定が受諾されたときは、JTCCM MSは、是正処置及び予防処置を含めた適正な処置をとるものとする。また、必要に応じて、それらの是正処置及び予防処置の内容について、有効性の評価を行う。

(不服の場合の措置)

第11条 異議申立てに対するJTCCM MSの決定に不服がある場合、申立者は、JTCCM MSの決定から30日以内に、センターに対して提訴して申立てをすることができる。提訴としての申立てがあった場合、センターは原則として常勤理事会が対応する。

(異議申立ての記録)

第12条 異議申立ての記録は、「マネジメントシステム認証文書・記録管理規程」に基づき保管する。

(主幹部署)

第13条 この規程は、ISO審査本部が主管する。

附 則 (2019年8月建試第I2019-129号)
この規程は、2019年10月1日から施行する。

附 則 （２０２５年１０月建試２０２５－０３６５号）
この規程は、２０２５年１１月１日から施行する。

附 則 （２０２６年３月建試第２０２５－０５４７号）
この規程は、２０２６年４月１日から施行する。